

保護者 様

せいとく幼稚園
園長 坂本みさと

インフルエンザ・新型コロナによる出席停止期間について

インフルエンザ・新型コロナは、学校保健安全法の定める伝染性疾患のため、医師から登園の許可がおりるまで出席停止となります。感染拡大防止のため出席停止期間をお守りいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

インフルエンザ **発症後5日を経過しかつ解熱後3日を経過するまで**

新型コロナ **発症後5日を経過しかつ軽快後1日を経過するまで**

発熱した日の翌日が1日目となります。

最短でも発症後6日目からの登園となります。

多摩市の学校の様式にならい、登園許可証は必要ありませんが、出席停止後初めて登園する日に、キリトリセン以下の「罹患届」に必要事項を記入し、担任に提出してください。

*診断書ではありませんので、保護者の方がご記入ください。(医療機関が記入するものではありません)

キリトリセン

罹 患 届

年 月 日

せいとく幼稚園
園長 坂本みさと殿

組 園児名

保護者名

印

○病 名

○欠 席 期 間

○診断を受けた医療機関名